

令和2年2月1日

第41号

公益社団法人佐渡法人会

佐渡市千種50-5
TEL(F兼)0259-63-4234

佐渡 法人会だより



もっと、いい社会であるために



【新春特別講演会】

1月23日八幡館にて、佐渡海上保安署長の永田成功氏による新春特別講演会を開催しました。「海上保安業務と佐渡海上保安署」と題してご講演いただきました。

～1月18日は、「118番の日」です～

法人会
消費税期限内納付
推進運動

目次

- 2 年頭のご挨拶 渡邊正俊 佐渡法人会長／新年のご挨拶 伊藤栄二 佐渡税務署長
- 3 新年のご挨拶 樺澤尚 佐渡地域振興局長／税制改正に関する提言活動
- 4 新春パーティー開催／福利厚生制度推進連絡協議会
- 5 青年・女性部会の活動
- 6～7 佐渡税務署からのお知らせ

<http://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/sado/>



年頭のご挨拶



公益社団法人
佐渡法人会
会長 渡邊 正俊

新年、明けましておめでとうございます。

皆様には健やかに新年を迎えられましたこととお慶び申し上げます。昨年は会員の皆様をはじめ関係各位には当会の運営と活動へのご理解とご支援を賜り誠にありがとうございました。令和二年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年四月長らく続いた平成の世が幕を閉じ新たな元号「令和」が始まると同時に佐渡法人会の新体制もスタートしました。その令和元年十月に消費税が10%に引き上げられました。また同時に食料品等に軽減税率が適用され、さらに景気対策として様々な施策が運用されておりますが少々複雑で分かりにくいことから多少の混乱もありましたが、ここへ来て定着してきましたように感じます。私も法人会におきましても佐渡税務署様のご協力のもと多くの会員、事業者の皆様にも制度や運用の周知をしてまいりました。

一方で増税による景気の冷え込みに対する景気対策が運用されましたが、やはり経済成長にも陰りが見え特に地

方においては元々実感のなかった好景気の姿が見えぬまま厳しさだけを感じるようになってきているのも否めない事実かと思えます。

さらに佐渡においては人口の流出、少子高齢化、観光客の減少と危機的な社会状況となつてきております。このような時であるからこそ、出来るだけ多くの人と情報を共有し協力し合い衰退を食い止めるとともに地域の繁栄に寄与することが大切になってきます。

また、税に関するオピニオンリーダーである法人会としては、中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、規制緩和に向けた対応について大胆な取り組みを求めるとともに、中小企業や地方のあり方などについても成長を促す税制措置などの施策を求めてまいります。

一方、法人会をとりまく社会環境は厳しく、会員の減少に歯止めがかかっておらず、中長期的視野に立った法人会の組織運営が求められているなか、法人会の基本理念である「会員の自己啓発の支援」「納税意識の向上」「企業経営および社会の健全な発展に貢献」を柱により、公益性の高い活動を県連とも連携しながら積極的に取り組んでいきたいと思えます。また、法人会の主要公共事業である租税教育についても、青年部会・女性部会と三位一体となつて取り組んでいきますので、会員の

皆様方のさらなるご協力をお願いいたします。結びに、会員企業の益々のご繁栄と会員の皆様方のご多幸ご健勝をご祈念申し上げ、新年のごあいさつとさせていただきます。

新年のご挨拶



佐渡税務署
署長 伊藤 栄二

令和二年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

公益社団法人佐渡法人会の皆様方におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は、渡邊会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、税務行政全般にわたり深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、公益社団法人として各種説明会、租税教室等の租税啓発活動、社会貢献活動など様々な活動に意欲的かつ積極的に取り組まれ、地域社会及び会員企業の健全な発展に多大な貢献をされております。

私どもといたしましても、公益社団法人としての事業活動がより一層充実したものといたしますよう、法人会の皆様方との連携・協調を深めて参りたいと考えております。今後とも税務行政の良き理解者として、ご協力を賜りま

すようよろしくお願い申し上げます。

さて、時代は平成から令和へと移り変わり、経済活動のグローバル化やICT化が急速に進展する中、税務行政を取り巻く環境も大きく変化しており、昨年十月から導入された消費税の軽減税率制度やインボイス制度への対応、シェアリングエコノミーやサブスクリプションサービスなどの新しい経済取引への対応も求められています。

こうした変化に的確に対応し、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たしていくために、税務行政の周知・広報に努めるとともに、ICTによる納税環境の整備、納税者サービスの充実に取り組みむほか、悪質な納税者には厳正な姿勢で臨むなど、適正・公平な課税・徴収に努めていきたいと考えております。

間もなく令和元年分の所得税・消費税等の確定申告が始まります。本年も、ご自宅等でパソコンやスマホを利用したe-Taxでの申告を推進しており、マイナンバーカード方式、ID・パスワード方式といった便利な方法もありますので、ぜひ御利用いただきたいと思えます。

結びに、本年が公益社団法人佐渡法人会の会員の皆様方にとりまして幸多き年となりますよう祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



年頭のご挨拶

新潟県佐渡地域振興局局長 樺澤 尚

新年明けましておめでとうございます。

佐渡法人会の皆様におかれましては、日頃から県税をはじめ県行政に格別なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、税務知識の普及と納税意識の啓発に努められるとともに、地域社会の発展に向けた取り組みを進めておられることに対しまして、心から感謝申し上げます。

昨年は、新潟の魅力を広く発信する機会に恵まれ、中でも「国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭」では多くの皆様から新潟へ、そして佐渡へとおいでいただき、地域文化を楽しんでいただきました。

一方、全国各地で災害が発生し、六月に発生した山形県沖地震や、関東地方が被災した十月の台風19号の影響から、佐渡汽船の輸送人員が夏以降減少に転じるとともに、佐渡でも農作物被害が発生しました。

本年は、東京オリンピック・パラリンピックが開催されますが、佐渡においても、佐渡金銀山の世界遺産登録の国内推薦決定が期待されます。これらを好機と捉え、佐渡の魅力を積極的に発信し、より一層の交流人口の拡大と佐渡地域の振興に努めてまいります。

県政においては、「新潟県行財政改革行動計画」に基づき、行動する初年度となります。振興局といたしましても佐渡市や関係団体の皆様と意思疎通を図りながら、選択と集中を進めてまいります。前向きな創意工夫を凝らして取り組む所存であります。

法人企業の皆様は、地域の活力の基盤であり、地域の振興には皆様のご協力が不可欠です。税の良き理解者として、また、地域を支える担い手として、今後ともお力添えくださいますようお願い申し上げます。

結びに、新しい年の佐渡経済の発展と、佐渡法人会並びに会員の皆様のますますのご繁栄とご健勝を祈念して新年のご挨拶いたします。

～税制改正に関する提言書を市長・議長へ提出～

法人会では、毎年税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に提言活動を行っています。この提言は、毎年春に各单位会に税制アンケートを行い、その結果を全法連税制委員会が取り纏めたものです。佐渡法人会では、提言事項の実現に向け12月5日に渡邊会長、岩井副会長、高野副会長、高野総務税制委員長が三浦基裕佐渡市長と面会して提言書を手渡しました。また、猪股市議会議長に対し提言書を送付しました。



R1.10.17 (財務省)



R1.12.5 (佐渡市長)



R1.12.18 (国税庁)

令和2年度税制改正スローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を!
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を!
- 中小企業は日本経済の礎。活力向上のための税制措置拡充を!
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を!

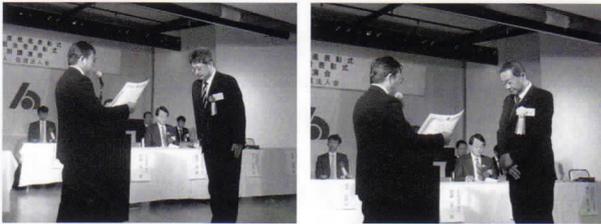
～新春パーティー開催～

1月23日、八幡館にて恒例の新春パーティーが開催されました。渡邊会長の新年の挨拶の後、5名の方の表彰式が行われ、その後、永田成功佐渡海上保安署長による新春特別講演会も同時開催されました。海保と自衛隊の違いや第九管区について、非常に分かりやすく解説して頂きました。講演会後には、佐渡税務署長をはじめご来賓の方々や講演会講師の永田氏を交え、普段会う機会の少ない異業種の方々との有意義な交流の場となりました。

【福利厚生制度推進表彰 1/23】

おめでとうございます！

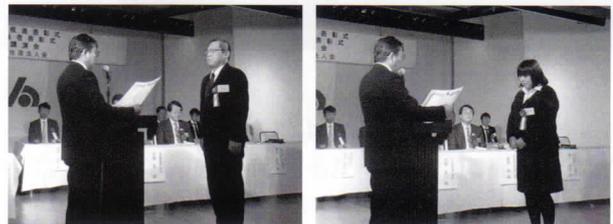
伊藤建設株式会社 伊藤 弘勇 様
有限会社中央石油 市橋 宣徹 様
株式会社 I W A I 岩井 清隆 様



【優良経理担当者表彰 1/23】

おめでとうございます！

佐渡汽船株式会社 吉良 裕紀夫 様
株式会社ゴールデン佐渡 福島 由紀子 様



※法人会では、10年以上経理関係事務に携わり事業主から推薦のあった方を表彰しています。

～福利厚生制度推進連絡協議会～

去る10月24日浦島にて、福利厚生制度推進連絡協議会を開催しました。提携会社三社（大同生命保険、AIG損害保険、アフラック生命保険）から、会員企業を守るためにそれぞれの保険会社の商品について説明があり、会員の加入状況の報告がありました。

【福利厚生制度推進表彰】

平成30年度対前年比110%達成（5年連続達成中）

※年間累積保険料対前年比103%以上の単位会には、副賞として20万円支給されます。



法人会員の加入促進のお願い

令和元年12月末会員数492社（加入率51.7%）です。

会員獲得・ご紹介にご協力をお願いします！

消費税期限内納付
推進運動
実施中！



消費税の
期限内納付を
忘れずに。

● 消費税には申告・納付期限^(※1)があります。

● 申告・納付にはe-Tax^(※2)が利用できます。

● 個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- ✓ 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- ✓ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- ✓ 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- ✓ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回（確定申告1回、中間申告11回）
400万円超4,800万円以下	年4回（確定申告1回、中間申告3回）
48万円超400万円以下	年2回（確定申告1回、中間申告1回）
48万円以下	年1回（確定申告1回、中間申告不要） ^(※4)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出した場合に、自主的に中間申告・納付することができます。